

SLN SOFTIC LAW NEWS

(財)ソフトウェア情報センター

発行 専務理事 金井 二郎
編集 調査研究室長 石原 壽夫

No. 16 1989.11.27

○インタフェースの法的保護

— SOFTiC主催 「第2回コンピュータ・ソフトウェアの
法的保護に関する国際シンポジウム」 における議論 —

..... 1

SOFTiC (財)ソフトウェア情報センター 〒105 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
TEL(03)437-3071 FAX(03)437-3398

©(財)ソフトウェア情報センター
1989
本誌記事の無断転載を禁じます。

この出版物は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である
機械工業振興資金の補助を受けて作成したものである。

インタフェースの法的保護問題

— SOFT i C主催 「第2回コンピュータ・ソフトウェアの
法的保護に関する国際シンポジウム」 における議論 —

本年11月7日、8日の両日、掲記の国際シンポジウムが東京、元赤坂の明治記念館で開催された。第1回の一昨年に引き続いて第2回として開催されたシンポジウムである。前回は、ウェーラン判決やプレインズ判決を受ける形で、(1)あらたな技術創作物に関する権利保護のあり方、(2)プログラムの権利保護における保護範囲、(3)インタフェース、プロトコル、言語等の性格と権利保護がテーマであったが、今回は最近のコンピュータ・システムのマルチベンダ化、ネットワーク化あるいはコンピュータ・システムにおけるユーザ・インタフェースの果たす役割の高度化を背景に関心が高まっている「インタフェースの法的保護問題」がメインテーマとなった。

インタフェースは技術的に見て、次にあげるような二つの構成要素の境界に存在すると言われ、実体は多岐にわたっている。

- ①人とコンピュータ
- ②コンピュータとコンピュータ
- ③ソフトウェア（プログラム）とハードウェア
- ④ソフトウェア（プログラム）とソフトウェア（プログラム）
- ⑤ソフトウェア（プログラム）とデータ

しかしながら上に述べたインタフェース全般についての権利保護に関する詳細な検討や分析的研究、議論は世界的に見ても少ない。「インタフェースはアイデアであるから著作権では保護されない。」「インタフェースは日本著作権法の規約に該当するから著作権では保護されない。」「インタフェース自体は、アイデアであり著作権で保護されないが、インタフェースがプログラム等として表現されていれば、その表現されたものは著作物として著作権法で保護される。」と言った大雑把な議論がある程度である。

また日本においてはコンピュータ・ソフトウェアのインタフェースの法的保護を扱った判例はなく（この点からも興味深かった NEC対エプソン事件は和解となった）、米国においては、ユーザ・インタフェースの一つであるインプット・フォーマット（シナコム判決）やスクリーン・ディスプレイ（ブロードバンド判決、デジタル・コミュニケーション判決、マニファクチュア・テクノロジー判決）（なお、ロータス社やアップル社が画面表示の権利侵害で訴訟継続中である）に関する判例がある程度である。

今回のシンポジウムでは、インタフェースの法的保護の問題を次の三つの

セッションに分けて議論した。なお、シンポジウムの冒頭に日米欧の学界の代表者に各々におけるインタフェース問題とそれに対する見解を基調演説として講演してもらった。

セッション1 : ユーザ・インタフェース

セッション2 : 通信プロトコル

セッション3 : OS関連インタフェース

各セッションの構成は、(a) 技術説明：当該セッションの議論の材料となる実例の技術説明を行う、(b) プレゼンテーション：パネリストによる当該トピックに対するプレゼンテーション、(c) ディスカッション：パネリスト間、さらにディスカッサントを交えての討論、からなっていた。最初に技術説明を置いたのは、前提となる技術の理解の食い違いによって生ずる議論の空転を避けるためである。

第1日目

基調講演

K.A.Bauer 氏 (西独、弁護士)

「新しい技術に対する著作権保護が過剰となると公共の利益とのバランスを崩す。インタフェースの使用は複製とならない限り、権利侵害とならない。インタフェースというアイデアは普及されるべきで独占されるべきでない。情報のアクセスは著作権の問題ではない。リバース・エンジニアリングは広く認められるべきではないが、保護されないエレメントを抽出するための過程における複製、翻案は許されるべきである。」

P.Goldstein 氏 (米、スタンフォード大学法学部教授)

「インタフェースはプログラムとマシンの相互運用性、ユーザとの対話性の問題。先行開発者のインタフェースについて、財産権の主張がなされると標準化を妨げ社会利益に反することになる。インタフェースの保護により社会的コストは高くなる。インタフェースの仕様 (スペシフィケーション) とインタフェースの実現 (インプリメンテーション) は異なる。著作権法は機能的要素に保護を与えない。著作権法は、インタフェースに保護を与えないことにより標準化 (による社会的利益) をサポートする。」

猪瀬 博 氏 (学術情報センター所長)

「ネットワークの機能達成のためには、システムの相互運用性の確保が不可欠。成果としてOSIがある。既存システムとの併用期間を経てOSIへの移行が現実的。インタフェースの開発には創意と努力が必要で、その成果には褒賞 (リワード) が還元されるべきである。アイデアの保護とアイ

デアの普及のルール、つまりアイデアの開示と適切な対価支払いのルールを整備すべきである。但し、国際基準に関わる知的所有権は全面的に開示されるべきであり、排他的利用許諾は排除されるべきである。」

セッション1

<テーマ>

ユーザ・インタフェース

<モデレータ（司会）>

北川 善太郎 教授（京都大学法学部長）

<技術説明>

日本電子工業振興協会（担当：菅 知之 氏、日本電気株式会社）

<プレゼンター>

D.S.Karjala 氏（米、アリゾナ州立大学法学部教授）

L.C.Y.Kiang 氏（米、DEC法務部、国際知的所有権担当）

R.S.Laurie 氏（米、弁護士）

大橋 正春 氏（弁護士）

R.J.Palenski氏（米、ADAPSO副会長）

D.M.Schrader氏（米、著作権局次長）

M.D.Scott 氏（米、弁護士）

山地 克郎 氏（富士通、渉外本部長代理）

プレゼンテーションに先立ちモデレータである北川教授よりディスカッションのための次の五つのポイントが提示された。

- ①技術説明で法的問題を整理できるか
- ②保護すべきかどうか
- ③保護すべきとして範囲を決める基準
- ④ユーザ・インタフェースの性格や特徴を法的保護に関してどう考慮するか
- ⑤将来の技術の発展、ビジネスを考えると法的保護問題はどのように展開するのか。

プレゼンテーションでは、菅氏の技術説明において分析的に提示されたユーザ・インタフェースすなわちヒューマン・マシン・インタフェース（略してHMI）の次なる各構成要素について、法的に保護されるか否かについてはあまり突っ込んだ意見は出されず、総論的な見解表明が多かった。

①仮想操作盤のソフトの実現方法

（例：コマンド、メニュー、アイコン、ウィンドウ方式）

②押しボタン／表示窓の種類、機能的意味付け、操作手順や表示順序

③各キートップ／表示案内の表示内容と配列

(ディスプレイ画面のデザイン例：コマンド名、パラメータ、
メニュー選択肢の表示配列、アイコンの図柄配列、メッセージ)

プレゼンテーション、ディスカッションの意見は様々であった。以下にその概要を紹介する。

<プレゼンテーション> (パネリストによる5分間程度の意見表明)

(1)ユーザ・インタフェースを保護すべきかどうか

○スクリーン・ディスプレイは装飾的要素、デザインの要素があり、伝統的著作物にあてはまる。

○メーカーはインタフェース開発における創作的努力に対する保護を求めている。基本的に著作権法は充分機能している。

○インタフェースのスペシフィケーションが新規、非自明なら特許で、そうでないならパブリック・ドメインである。

○インタフェースのインプリメンテーションの表現が制約を受けなければ著作権、プロセスによって制約された場合に著作権保護は狭く、マージするのならパブリック・ドメインである。

○HMIに権利を認めるとアイデアの実現が禁止される。

○著作権法は新しい技術に対して公共の利益とのバランスをとるメカニズムとして充分機能している。

○ユーザ・インタフェースは著作権法で保護される。但し、①アイデア、コンセプト、②アイデアとマージした表現、③取るに足らないもの、は保護されない。

○開発者の投資を考えるとフェアネスを引き出すために著作権法を拡大すべきでない。分析のフレーム・ワークを作るべきである。

○HMIは機能的、実用的面が強く保護すべきでない。

(2)保護範囲

○ハードウェアによる制約があり、選択に限られる。マージャー・ドクトリンの適用がある。

○HMIの設計は高い抽象化のレベルのもの、プロセスの上の層のもので保護されない。

○保護を与えるにしても短期とし、かつ強制許諾も考えるべき。それでも先行開発者は充分利益を得られる。

(3)インタフェース保護の影響

○インタフェース・ロックイン (ユーザが自己のソフト及びハード資産のイ

ンタフェースに縛られて自由な新製品選択ができなくなる状態)により独占が生じる。

○標準ができればインタフェース・ロックインの問題はなくなる。

<ディスカッション>

- (1)インタフェース・ロックイン現象がリアルかどうかで討論が始まった。「インタフェース・ロックインにより標準化が遅れる」ことへの懸念が表明された。これに対し、「OSF、UI、X/OPENなど名目的な feeでインタフェースが提供されているし、マウス、アイコンのアイデア自体について権利主張しているところはないから、ロックイン現象はない」との考えが出された。「HMIのロックインには『慣れ、他に替え難い』という面がある。標準化は一つの解である。」「ロックインがないとしたらなぜインタフェースの保護に固執するのか。」「ロックイン現象はある。ロックインとなれば開発投資以上の利益を与える。」などの意見がだされた。
- (2)次に法的保護のアプローチの方法について、「西独では、著作権による保護に高いレベルの創作性が必要なので著作権法によるインタフェースの保護が難しいが、不公正競争法が役立つ。」「アイコンのアイデアも間接的に保護されようとしている。look & feel では、個々のエレメントを見ずにトータルなコンセプトに基づく判断となり、著作権法で保護すべきでないものも保護してしまうおそれがある。」「HMIには、心理学、行動科学、対話性、感覚による制約も考えるべきである。」「機能により選択可能性が狭くなるのか、ならないのかによって著作権による保護の成否が決まる。」「HMIについてあまりルーズな要件で著作物性を認めると、他のライバル会社は使い易いHMIを使えず倒産する自体もおこりうる。」「HMIの類似性をどのレベルで見るとの問題がある。スプレッドシート・プログラムのHMIは類似しているものがたくさんあるが全てが権利侵害問題になっているわけではない。」「ノン・ビデオ・タイプのユーザ・インタフェースで任意的なもの、ノン・ファンクショナルなものがあるのか。機能は著作権法で保護しない。」「(ノン・ビデオ・タイプのユーザ・インタフェースで任意的なもの、ノン・ファンクショナルなものは)ない。しかし重要でないアスペクトのインタフェースのコピーを許容する社会的意義はない。」「ユーザ・インタフェースは機能的作品と言い切れるか。」「HMIは人間と機械の不連続面の問題。一つの方向へ収斂していく。選択肢は少ない。」「伝統的著作権法ではHMIの保護は無理だが、心理学、人間工学の研究に対する保護の要請があるので著作権法の改革か新規立法が必要。」「特許で保護すべきファンクショナルな部分を著作権法で保護すると漠然となるため、事実上パブ

リック・ドメインへのアクセスは制限される事態となる。」「技術的必然により画面表示はほとんど同じものができてしまう。無理にアイコンの表現を変えるとといったことに社会的意味はない。」「保護の有無についても確実性が必要。機能的、技術的著作物は保護しないということで確実となる。」
「機能的、グラウンド・ルールは著作権法外、スクリーン・フィーチャーは生理学的制約があるとしても著作権で保護されるべきである。」「技術説明の①②〔前記〕は機能的に制約されており、保護されるべきではない。」「著作権法は機能している。」

(3)技術者の意見

「HMIは技術が若い。従来のハードによる制約から解放され技術がどんどん進展している時期である。もう少し自由に（インタフェースの保護を強く言わないで）機能の優劣で競争させて欲しい。」「HMIは利用者の意思がフィード・バックして作られる。だからHMIの権利は利用者のものではないか。」「技術者が保護して欲しいのはアイデア。インプリメンテーションが異なってもアイデアが同じなら権利侵害として欲しい。」

第2日目

セッション2

<テーマ>

通信プロトコル

<モデレータ>

Professor Dennis S. Karjala (米、アリゾナ州立大学法学部教授)

<技術説明>

日本電子工業振興協会(担当: 木下 利和 氏、株式会社東芝)

<プレゼンター>

J. Betten 氏 (西独、弁護士)

M. Colombe 氏 (仏、BULL、特許部長)

川波 彬 氏 (新日鉄情報通信システム、関東支社技術部長)

L.C.Y. Kiang 氏 (米、DEC法務部、国際知的所有権担当)

本間 忠良 氏 (三菱電機、知的財産渉外部長)

D. Hurley 氏 (OECD、ICCP事務局)

三木 茂 氏 (弁護士)

中山 信弘 氏 (東京大学法学部教授)

大野 幸夫 氏 (日本情報サービス、法務室長)

プレゼンテーションに先立ちモデレータである Karjala教授よりディスカッ

ションのための見解が示された。

- ①通信プロトコルは、プロトコル仕様書、プログラム仕様書、プログラムとは区別されたルールのセットで、状態(state)と事象(event)ごとに実行されるべき処理、アクションを定義したものである。
- ②マルチベンダ状態を作り出すためのアプローチの一つであるリバース・エンジニアリングは合法か。
- ③日本著作権法の保護は言語、規約に及ばないので、通信プロトコルにも及ばない。日本から離れてみても通信プロトコルはSSOより上の段階のもの、抽象度の高いものであるから著作権保護から外れる。

木下氏の技術説明の最後にプロトコルについて具体的問題として次の二つがあげられた。プレゼンテーションは、概して総論的な意見が多かったものの、これら具体的行為の適法性についての意見も出された。

- ①マルチベンダ型システムの実現のため、接続先のプロトコルの次のような入手方法についての法的問題はどうか。
 - ・マニュアルなどの公開情報
 - ・接続先への問い合わせによる開示、契約による開示
 - ・試行錯誤法による推理
 - ・回線トレースの解析

- ②プロトコルを実現するプログラムが似てくるがこの法的問題はどうか。プレゼンテーション、ディスカッションの意見は様々であった。以下、その概要を紹介する。

<プレゼンテーション>

(1)通信プロトコルは保護すべきかどうか、保護すべきとしてその範囲

- 多額の投資をして開発するのだから何らかの保護が必要。コードの複製を許容する必要はない。しかし、著作権法は情報の独占を保証しない。濫用は不公正競争法、独禁法で抑制する。
- 言語著作物として保護することは可能。
- 規約、アイデアであるから保護されない。
- プロトコルの表現が小説と同じように保護されると独占の弊害が生じる。社会の利益とのバランスが必要。
- 接続による制約、類似は不可避。デッド・コピーのみ侵害となる。
- 通信プロトコルは言語ではない。
- 対価徴収権のみを与え、プロトコル開発にインセンティブを与える制度も考えうる。

(2)通信プロトコルに関するリバース・エンジニアリングは適法か

- マーケットに頒布されているプログラムを解析目的でリバース・エンジニアリングすることは適法。パブリックが著作物の内容を理解することができるようにすることは著作権法制度の前提。
 - リバース・エンジニアリングにおける形式的な複製は違法とすべきでない。
 - マルチベンダ実現のための共通領域にある通信プロトコルのプログラムに対するリバース・エンジニアリングは広く認められるべきである。
 - 技術説明であげられたプロトコルの入手方法は、全て適法に行える。従って、リバース・エンジニアリングを広く適法と認める必要はない。例外として、認めればよい。著作権法では独立開発もできる。
 - 技術説明であげられたプロトコルの入手方法は、回線トレースを除き適法。
- (3)通信プロトコルにおいて相互運用性、標準化の持つ意味
- 相互運用性の解決に有効（投資リスク回避、ソフトウェア・ロックイン現象の回避、ユーザ利用、適切な競争状態）。
 - 将来については期待できるが、現状はユーザ負担で異なるベンダ間の接続を行っている。ベンダは適切な条件でプロトコルを開示すべきである。
 - メーカーごとの手順、ブラック・ボックス化、事実上の標準などにより阻害されている。標準化されていない現在、公正な競争確保のため共通利用領域をパブリック・ドメインとして設定すべきである。
- (4)ソフトウェア・ロックイン
- ソフトウェア・ロックインの状況下では、ライセンスを拒否したり、リバース・エンジニアリングを禁止して独占維持行為を行うのは、独禁法違反となる。
 - ソフトウェア・ロックインの状況下では、ユーザは保有している資産の継続利用の必要から、ベンダの選択に大きな制約がある。

<ディスカッション>

- (1)「通信プロトコルを保護すべきか否か、保護すべきとしてその範囲について」から議論が始まった。「通信プロトコルはパブリック・ドメインとプライベート・ドメインの中間に位置するソーシャル・ドメイン (social domain)とも言うべきものである。」「技術進歩の促進、公共の利益とのバランスを考えてある種の保護は必要だが、アイデア、ルールへのアクセスは確保されなければならない。」「プロトコルはコミュニケーションに関わるもので保護から外すべきである。ユーザのコミュニケーションを阻害して利益を上げる権利は認められるべきではない。」「日本法は規約として保護外、全世界的に見てもルールは著作権法から外れる。」などの意見が出た。
- (2)次にリバース・エンジニアリングやプロトコル情報へのアクセスが問題と

なった。「リバース・エンジニアリングは米国の fair use などの著作権法の枠内で解決が可能。」「情報へのアクセス権は著作権にない。情報へのアクセスを差し止めるのは権利濫用。せいぜい報酬請求権が考えられる。情報アクセスのライセンスの場合は、団体を作ったり想定してライセンスの条件を設定することが考えられる。」「技術説明のプロトコルの入手方法は西独では問題にならない。リバース・エンジニアリングについて西独では fair use の例外は認められないので、不公正競争法で解決せざるを得ない。」「リバース・エンジニアリングの定義にもよるが、技術法制ではリバース・エンジニアリングは侵害とならない。しかしプログラムその他のプリントは著作権侵害。」「プログラムのように外から見てわからないものは機械を使って見てもよい。その過程に複製が伴うからといって否定されるべきでない。」などの意見が出された。

(3)標準化、相互運用性に関しては、「相互運用性の要請は競争法からとりあげるべきである。正式に標準となったものはリーズナブルな対価で提供されるが、事実上の標準にもこの考え方が適用できるのではないか。また、強制許諾は考えられないか。」「マルチベンダのネットワークにおいて通信プロトコルは 100%合致する必要がある。」「プロトコルの標準化は推進すべきである。権利化されると標準化が阻害される。」などの意見が出された。

セッション 3

<テーマ>

OS 関連インタフェース

<モデレータ>

齊藤 博 教授 (新潟大学法学部長)

<技術説明>

日本電子工業振興協会 (担当: 池田 世紀男 氏、富士通株式会社)

<プレゼンター>

J. Betten 氏 (西独、弁護士)
M. Colombe 氏 (仏、BULL、特許部長)
D. Hurley 氏 (OECD、ICCP事務局)
D. S. Karjala 氏 (米、アリゾナ州立大学法学部教授)
川波 彬 氏 (新日鉄情報通信システム、関東支社技術部長)
L. C. Y. Kiang 氏 (米、DEC法務部、国際知的所有権担当)
R. S. Laurie 氏 (米、弁護士)
大橋 正春 氏 (弁護士)

R. J. Palenski 氏 (米、ADAPSO 副会長)

M. D. Scott 氏 (米、弁護士)

山地 克郎 氏 (富士通、渉外本部長代理)

池田氏の技術説明の最後にOS関連インタフェースに関する具体的問題として次の三つがあげられた。

- ①サード・パーティ・ソフトウェア開発時の問題
- ②OS開発時の問題
- ③ソフトウェア・ロックインなどユーザ利用上の問題

技術説明はOSに関連するインタフェースをかなり分析的、具体的に提示したが、議論は残念ながらそのレベルまで立ち入ってはなされなかった。

プレゼンテーション、ディスカッションの意見は様々であった。以下、その概要を紹介する。

<プレゼンテーション>

(1) OS関連インタフェースは保護すべきかどうか、保護すべきとしてその範囲

- ハードまたはソフトの一部として特許権、著作権で保護される。しかしアイデアへのアクセスは認められるべき。
- スペシフィケーションやエレメントは保護されない。
- 発見が難しく、コストもかかるインタフェースという技術を著作権法で保護するのは著作権法の性格を変える。exact copyの場合だけ保護すべきである。
- 保護する政策的根拠は公正な競争の実現、只乗りを認めないこと。強制許諾は伝統的著作権法からの変更。
- 詳細なものであったとしてもルールとして保護されない。OS関連インタフェースの保護によるシステムの他の構成要素に対する長期独占は避けるべき。このような支配を除くことはユーザの利益に資する。
- 事実上の標準についてもリーズナブルな対価で提供させるという考え方が適用できるのではないか。
- 只乗りか否かは不公正競争法の論点で著作権、特許権の論点でない。
- 著作権で保護しないと新規立法で過剰に保護される可能性がある。
- ルールの集まり、アイデア、機能的、実用的、技術的なものであり、著作権では保護されない。

(2) リバース・エンジニアリングは適法か

- 本のような伝統的著作物でもアナライズは認められている。プログラムのアナライズに複製を伴うからといって禁止されるべきでない。

○アイデアへのアクセスは認められるべきである。

(3) OS 関連インタフェースにおいて相互運用性、標準化の持つ意味

○コンピュータ・システム全体の全ての部分を互換性のあるものにする事が望ましく、この相互運用性を実現するインタフェースは重要、貴重な資産である。公共の利益に資するような配慮が必要。過度な保護を与えないようにすべきである。

○ネットワークの国際標準化は行われているが、OS、HMI、データベースの標準化は困難な状況。ソフトウェア・ロックイン現象は存在する。

○特許権、著作権が標準化を阻害することはない。

○ソフトウェア流通促進、ユーザ資産を無駄にしないために標準化が必要。インタフェース保護が過度になるとこれを阻害する。

<ディスカッション>

プレゼンテーションの後、モデレータの齊藤教授から次の四つの論点が出され、ディスカッションが始められた。

①法的保護の可能性

②クリエイターとユーザの利益のバランス

③情報へのアクセス

④標準化

(1) OS 関連インタフェースについて「スペシフィケーション（ルール）とインプリメンテーション（プログラム）を分けて考えるべきである。」「マルチベンダの進む社会におけるバランスを考慮すべきである。日本著作権法47条の2 や米国著作権法 107条はその手掛かりとなる。」「スペシフィケーションからインプリメンテーションへの選択可能性自由度はインタフェースの種類によって異なるが、部分部分について見るといずれも選択の余地が少ない。」「インタフェースに強い保護を与えるのは自由競争を阻害し、競争ルールに例外を与える。インタフェースの後ろにあるアイデアを独占してはならない。重要なインタフェース情報は開示すべきである。独占権の濫用は禁止されるべきである。」「独占権の濫用は反トラスト法がチェックする。」「インタフェースの独占による弊害を是正するために独禁法を使うのは費用、時間がかかり有効ではない。」

(2)次にリバース・エンジニアリングや情報のアクセスが討論の対象となった。

「事実上の標準の上に機能を加えていくことになるが、少なくともデータの伝達ができるだけの情報は開示されるべきである。」「情報へアクセスするためのリバース・エンジニアリングは適法である。」「日本法では47条の2の複製、翻案が認められる前提としてリバース・エンジニアリングは適法と

考えざるを得ない。」「米国法では、107条の fair use の適用を受け、解析、分析のための複製は許される。」「そのような考え方（解析、分析のための複製は fair use として許される）は確立されていない。」「リバース・エンジニアリングの定義の問題もあるが、見るだけなら適法。似たものを作るのが問題。」「互換OSを作ろうとして先行OS上で稼働する多くのアプリケーション・プログラムのインタフェースを調べようとするが、リバース・エンジニアリングは契約で禁止されているという問題がある。契約と不公正競争の問題もある。」「リバース・エンジニアリングは契約のない場合も問題となる。」「大学ではソース・プログラムのライセンスを受けて教育目的でリバース・エンジニアリングを行うが、解析をする学生の名前はメーカーへ通知されている。この学生が就職しようとするとき、ソース・プログラムにアクセスし解析しているため、企業は採用したいのに権利侵害と言われるのを恐れて採用を躊躇している現状がある。この場合権利侵害となるのか。」「原則はアクセスと実質的類似性があれば侵害となる。類似性がなければ侵害とならない。」

この後、三つのセッションを担当した各モデレータから総括的なコメントが出された。

以上が二日間の討論の概要である。二日間の議論を見ると、もちろん結論は出なかったが、インタフェースの法的保護について、インタフェースの情報、アイデア、スペシフィケーションまで保護されるべきではないという点は、大多数の異議のないところであった。しかし、インタフェースのインプリメンテーションについて著作権で保護すべきかについては意見が分かれた。著作権で保護される場合であってもインタフェース情報の独占を認められるものではないので、濫用は不公正競争法、独禁法でチェックすべきであると指摘された。相互運用性の確保、マルチベンダ型システムの実現のために標準化は重要であるが、現状はまだ標準化が充分になされておらず、インタフェース情報の開示が適切な条件でなされることの必要性も指摘された。インタフェースに関して何らかの権利保護を認めるにしても、インタフェース情報のアクセスは確保されるべきであるというのが、大多数の意見であった。インタフェース情報へのアクセスのために行うリバース・エンジニアリングは、形式的に複製を伴う場合、この複製が許されるか否かについては意見が分かれた。具体的なインタフェースを前提とする議論は総じて少なかったが、技術説明で示されたHMIの各構成要素に対する法的保護の可能性や通信プロトコルの具体的入手方法の

適法性などについて、具体的見解が一部のパネリストから出された点は、興味深かった。

なお、この報告は、走り書きのメモに基づいて作成したため、誤解、記載間違い、その他の誤りがないとは言えない。誤りについては次号以下で訂正したいので、お気付きの方は、S O F T i C 調査研究室までご一報頂きたい。また、いずれ議事録を発刊の予定であるので、詳しくはそちらを参照されたい。